

# 役員等への謝金の支払に関する規則

## (当法人主催の講師謝金)

第1条 理事及び監事（以下「役員等」という。）が、一般社団法人居住支援全国ネットワーク（以下、「当法人」という。）の主催する講演会、セミナー又はこれに類する会合（以下「講演会等」という。）の講師を務めたときは、移動に要した旅費に加えて、謝金規程第2条第2項で定める基準に基づき、謝金を支払うことができる。

## (共催の講師謝金)

第2条 役員等が、当法人が他団体等と共に講演会等の講師を務めるときは、他団体等からの謝金等は当法人が受領するものとする。この場合において当法人は、役員に対し、第1条に準じて謝金および移動に要した旅費を支払うことができる。

## (その他の講演会の講師謝金)

第3条 役員等が、当法人に対する他団体等からの依頼による講演会等の講師を務めるときは、他団体等からの謝金等は法人が受領するものとする。この場合において当法人は、役員に対し、第1条に準じて謝金および移動に要した旅費を支払うことができる。

## (専門家としての特定事業への関与)

第4条 当法人が行う特定の事業について、士業等の専門家の支援が必要な場合において、役員等が持つ専門的な知識や技術が必要と判断し、特別の任務として当該事業に関わるときは、謝金規程第2条第2項で定める基準に基づき、謝金を支払うことができる。

## (原稿執筆謝金)

第5条 役員等が、当法人の発行する機関誌、書籍その他の発行物につきに執筆したときは、謝金規程第2条第2項で定める基準に基づき、謝金を支払うことができる。

## (改正)

第6条 この規則の改正は、社員総会の議決により行うものとする。

(補則)

第7条 この規則の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年11月28日から施行する。(平成29年11月28日設立総会議決)

附 則

この規程は、令和7年10月25日から施行する。(令和7年10月25日臨時総会議決)